佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年3月26日

佐賀県公安委員会委員長 内 田 健

## 佐賀県公安委員会規則第4号

佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部を改正する規則

佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成15年佐賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後		
別表第1(第3条関係)			別	別表第1(第3条関係)		
事務の種類	根拠規定	決裁事項		事務の種類	根拠規定	決裁事項
略	略			略		
犯罪による収益の移転防止 に関する法律 (平成19年法律第22号)に 規定する事務	<u>第16条</u>	特定事業者に対する是正命令		犯罪による収益の移転防止 に関する法律 (平成19年法律第22号)に 規定する事務	<u>第17条</u>	特定事業者に対する是正命令
略				略		

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。